

広島県告示第七百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田脳神経外科	三原市宮浦六丁目二番一号	平成二十二年七月三十一日
宮浦クリニック	三原市宮浦六丁目二番三八号	平成二十二年七月三十一日
医療法人双藤会 藤東 産婦人科医院	安芸郡府中町大須一丁目一六番二三号	平成二十二年五月三十一日